

## 中間財務諸表

当行の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。以下の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しております。

### ●中間貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	平成26年9月中間期 (平成26年9月30日現在)	平成27年9月中間期 (平成27年9月30日現在)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	426,842	761,068
コールローン	37,535	10,770
買入金銭債権	5,165	5,087
商品有価証券	141	540
金銭の信託	1,471	2,998
有価証券	3,145,778	2,915,820
貸出金	4,242,125	4,400,458
外国為替	2,554	2,735
その他資産	13,210	26,696
その他の資産	13,210	26,696
有形固定資産	83,770	81,786
無形固定資産	2,947	2,719
再評価に係る繰延税金資産	-	42
支払承諾見返	19,187	19,346
貸倒引当金	△ 31,715	△ 23,765
<b>資産の部合計</b>	<b>7,949,016</b>	<b>8,206,306</b>

	平成26年9月中間期 (平成26年9月30日現在)	平成27年9月中間期 (平成27年9月30日現在)
<b>負債の部</b>		
預金	6,254,604	6,298,505
譲渡性預金	792,054	937,554
コールマネー	12,333	16,745
債券貸借取引受入担保金	44,531	25,505
借入金	66,301	39,914
外国為替	158	235
その他負債	50,413	57,913
未払法人税等	4,429	4,428
リース債務	56	36
資産除去債務	242	263
その他の負債	45,684	53,184
退職給付引当金	28,195	28,923
睡眠預金払戻損失引当金	308	309
偶発損失引当金	775	1,239
繰延税金負債	99,412	117,248
再評価に係る繰延税金負債	33	-
支払承諾	19,187	19,346
<b>負債の部合計</b>	<b>7,368,309</b>	<b>7,543,442</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	42,103	42,103
資本剰余金	30,301	30,301
資本準備金	30,301	30,301
利益剰余金	277,768	294,811
利益準備金	17,456	17,456
その他利益剰余金	260,312	277,355
別途積立金	245,875	258,875
繰越利益剰余金	14,437	18,480
自己株式	△ 1,193	△ 1,116
<b>株主資本合計</b>	<b>348,981</b>	<b>366,100</b>
その他有価証券評価差額金	233,369	298,584
繰延ヘッジ損益	△ 2,172	△ 2,196
土地再評価差額金	60	△ 89
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>231,257</b>	<b>296,298</b>
新株予約権	468	464
<b>純資産の部合計</b>	<b>580,706</b>	<b>662,863</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>7,949,016</b>	<b>8,206,306</b>

## ●中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成26年9月中間期 (平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)	平成27年9月中間期 (平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)
経常収益	54,639	55,874
資金運用収益	39,963	40,516
うち貸出金利息	25,971	24,765
うち有価証券利息配当金	13,746	15,415
役務取引等収益	7,946	8,165
その他業務収益	2,638	3,845
その他経常収益	4,090	3,346
経常費用	36,752	36,414
資金調達費用	2,783	2,796
うち預金利息	1,426	1,454
役務取引等費用	3,325	3,305
その他業務費用	174	187
営業経費	30,027	28,885
その他経常費用	442	1,240
経常利益	17,886	19,460
特別利益	9	135
特別損失	147	134
税引前中間純利益	17,748	19,461
法人税、住民税及び事業税	5,254	5,594
法人税等調整額	274	601
法人税等合計	5,528	6,195
中間純利益	12,220	13,265

●中間株主資本等変動計算書

平成26年9月中間期（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	別途積立金	
当期首残高	42,103	30,301	30,301	17,456	233,875	18,578	269,909
会計方針の変更による累積的影響額						△ 2,108	△ 2,108
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,103	30,301	30,301	17,456	233,875	16,470	267,801
当中間期変動額							
剰余金の配当						△ 2,267	△ 2,267
別途積立金の積立					12,000	△ 12,000	-
中間純利益						12,220	12,220
自己株式の取得							
自己株式の処分						△ 12	△ 12
土地再評価差額金の取崩						27	27
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	12,000	△ 2,032	9,967
当中間期末残高	42,103	30,301	30,301	17,456	245,875	14,437	277,768

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 1,204	341,110	192,627	△ 1,946	87	190,767	453	532,331
会計方針の変更による累積的影響額		△ 2,108						△ 2,108
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 1,204	339,002	192,627	△ 1,946	87	190,767	453	530,223
当中間期変動額								
剰余金の配当		△ 2,267						△ 2,267
別途積立金の積立		-						-
中間純利益		12,220						12,220
自己株式の取得	△ 41	△ 41						△ 41
自己株式の処分	52	40						40
土地再評価差額金の取崩		27						27
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			40,742	△ 225	△ 27	40,489	15	40,504
当中間期変動額合計	10	9,978	40,742	△ 225	△ 27	40,489	15	50,482
当中間期末残高	△ 1,193	348,981	233,369	△ 2,172	60	231,257	468	580,706

平成27年9月中間期（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	別途積立金	
当期首残高	42,103	30,301	30,301	17,456	245,875	20,354	283,685
当中間期変動額							
剰余金の配当						△ 2,267	△ 2,267
別途積立金の積立					13,000	△ 13,000	-
中間純利益						13,265	13,265
自己株式の取得							
自己株式の処分						△ 24	△ 24
土地再評価差額金の取崩						152	152
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	13,000	△ 1,873	11,126
当中間期末残高	42,103	30,301	30,301	17,456	258,875	18,480	294,811

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△ 1,208	354,882	328,676	△ 2,195	63	326,544	515	681,942
当中間期変動額								
剰余金の配当		△ 2,267						△ 2,267
別途積立金の積立		-						-
中間純利益		13,265						13,265
自己株式の取得	△ 38	△ 38						△ 38
自己株式の処分	130	105						105
土地再評価差額金の取崩		152						152
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△ 30,091	△ 0	△ 152	△ 30,245	△ 51	△ 30,296
当中間期変動額合計	91	11,218	△ 30,091	△ 0	△ 152	△ 30,245	△ 51	△ 19,078
当中間期末残高	△ 1,116	366,100	298,584	△ 2,196	△ 89	296,298	464	662,863

## 注記事項（平成27年9月中旬期）

## 重要な会計方針（平成27年9月中旬期）

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物：8年～50年 その他：3年～20年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金をとする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- (2) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準により行っております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から損益処理
- (3) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (4) 偶発損失引当金  
偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

- 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジ（キャッシュ・フローを固定するヘッジ）による方法により行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
  - 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによる方法により行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
(1) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。
  - (2) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による方法により行っております。ただし、控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

## (会計方針の変更)

- (「企業結合に関する会計基準」等の適用)  
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更いたします。  
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。  
なお、当中間会計期間において、中間財務諸表に与える影響額はありません。

## (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額  
株 式 2,619百万円  
出資金 160百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。  
破綻先債権額 4,344百万円  
延滞債権額 87,448百万円  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち3か月以上延滞債権額はありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。  
貸出条件緩和債権額 668百万円  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。  
合計額 92,462百万円  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

25,696百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	42,445百万円
担保資産に対応する債務	
債券貸借取引受入担保金	25,505百万円
預金	16,132百万円
借入金	7,857百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券 380,184百万円

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 1,615百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	1,335,399百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能なもの	1,283,762百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金 32,000百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

15,907百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
- |          |          |
|----------|----------|
| 株式等売却益   | 1,277百万円 |
| 貸倒引当金戻入益 | 560百万円   |
2. 減価償却実施額は次のとおりであります。
- |        |          |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 1,986百万円 |
| 無形固定資産 | 448百万円   |
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
- |        |        |
|--------|--------|
| 株式等売却損 | 595百万円 |
| 株式等償却  | 141百万円 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。